

改正労働派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）
下記に当社における情報提供項目を公開致します。

対象期間：2024 年 10 月～2025 年 9 月（2025 年版）

1	派遣労働者の総数	49 名
2	派遣先の数	23 社
3	派遣料金の平均額	31,384 円（1 人 1 日 8 時間換算）
4	派遣労働者の賃金の平均額	16,344 円（1 人 1 日 8 時間換算）
5	マージン率	47.92%
6	労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項	労使協定を締結している 協定労働者の範囲：すべての派遣労働者 協定書有効期間終期：2029 年 3 月 31 日
7	教育訓練に関する事項	導入研修・資格取得研修・技能講習受講・セキュリティ研修・ハラスメント研修・勤続別研修・職責別研修・ビジネス/ヒューマンスキル研修
8	その他参考となる事項 （福利厚生）	社会保険・労働保険・年次有給休暇・産休育児休業・介護休業・弔事休暇・定期健康診断・ストレスチェック・リラクゼーション制度・健康促進制度

【マージンに含まれるもの】

- 社会保険料：雇用主として負担する健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働者災害補償保険・確定給付企業年金
- 福利厚生費：派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費・諸経費（交通費・通信費・図書研究費・社員交際費）等
- 教育研修費：資格取得や技能講習受講費・セキュリティ研修・ハラスメント研修・勤続別研修・職責別研修・ビジネス/ヒューマンスキル研修受講費等
- 派遣元会社経費：販売管理費・営業担当者の人件費・営業活動諸経費・オフィス賃借料・募集広告費・通信費等

【キャリア相談窓口】

連絡先：ビジネスサポート

電話番号：(03)4333-1111

【マージン率の計算方法】

- マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額